

## 医療法人財団 松圓会 Free Wi-Fi 利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、患者および来院者ならびに職員へのアメニティーへの提供を目的として、医療法人財団松圓会(以下「法人」という。)が提供する Free Wi-Fi によるインターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (規約の適用)

第2条 本サービス利用者は本規約に同意したものとみなす。なお、法人は必要に応じて予告なく本規約を変更することができる。

### (利用場所)

第3条 利用場所は次のとおり、ただし、接続可能な台数や、電波の届く範囲に限りがあるため、すべての機器の接続や動作保障は出来ない。

- (1) 東葛クリニック病院 外来待合(1階)
- (2) 東葛クリニック病院 外来待合・透析室(2階)
- (3) 東葛クリニック病院別館 全館
- (4) 東葛クリニック松戸 全館
- (5) 東葛クリニック新松戸 全館
- (6) 東葛クリニック八柱 全館
- (7) 東葛クリニック柏 全館
- (8) 東葛クリニック我孫子 全館
- (9) 東葛クリニック小岩 全館
- (10) 東葛クリニックみらい 全館

### (本サービス利用)

第4条 利用者は院内に掲示してある SSID・パスワードを利用してインターネットに接続することができる。

- 2 本サービスの利用は無料とするが、インターネット上の有料サービスは利用者の負担となる。
- 3 本サービスを利用する機器への設定や操作の問い合わせについては、法人では一切受け付けない。
- 4 本サービスを利用する機器のセキュリティ対策は利用者が行う。
- 5 他の利用者の迷惑とならないよう配慮して利用すること。特に音声については消音またはイヤホンを使用すること。
- 6 法人は本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができる。
- 7 職員から機器等の使用を控える指示があった場合は、その指示に従うこと。

#### (禁止事項)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) SSID 及びパスワードの第三者への譲渡、貸与、不正に使用する行為
- (2) 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 他の利用者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- (4) 当法人および第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為または反するおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結び付く行為または結び付くおそれのある行為
- (7) 本サービスを利用してコンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用する行為および提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定もしくは不特定多数の者に大量のメールを送信するなど、大量のデータを送信する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反または違反するおそれのある行為、および当社が不適切であると判断する行為

#### (免責)

第6条 本サービスを利用したことによるウイルス感染やサイトトラブルなど、利用者または第三者が被ったいかなる被害について、法人は一切の責任を負わない。

- 2 利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保障も行わない。
- 3 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者自身が行う事、この場合において、接続する機種や OS、ソフト等により本サービスが利用できない場合であっても、法人はその責めを負わない。
- 4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、法人はその責めを一切負わない。
- 5 利用者のアクセスログ等の本サービス利用に関する情報について、外部(裁判所、捜査機関等の公的機関)から提供を求められた場合、利用者の同意がなくとも、これに応じることができるものとする。
- 6 本サービスにおける通信速度や、利用者が多数の場合に接続できなくなる可能性について、法人はその責めを負わない。

#### (改廃)

第7条 本規約の改廃は情報管理委員会の審議を経て、経営会議で決定される。

#### 附則

この規約は、2023年2月1日から施行する。